

中部地方整備局河川部 大井川環境整備事業計画段階評価検討委員会

規 約

(名称)

第１条 本会は、「中部地方整備局河川部 大井川環境整備事業計画段階評価検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第２条 委員会は、中部地方整備局長（以下「局長」という。）の委嘱に基づき、以下の事務を行う。

- ２．大井川における総合水系環境整備事業について、中部地方整備局が作成した計画段階評価（案）及びその対応方針（案）について、審議を行い、意見を述べるものとする。

(委員会の委員及び組織)

第３条 委員会は、局長が設置する。なお、委員会は、第２条の事務の完了をもって解散する。

- ２．委員会の委員は、局長が委嘱し、別紙のとおりとする。
- ３．委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- ４．委員長は、委員会を代表し、その円滑な運営と進行を総括する。
- ５．委員長に事故があり、委員会に出席できないときは、委員長が予め指名する委員が、その職務を代行する。
- ６．委員会は、委員総数の２分の１以上の出席をもって成立する。

(委員会)

第４条 委員会開催にあたっては、委員長が委員を招集する。

(情報公開)

第５条 委員会は原則公開とし、委員会資料及び議事要旨については公表する。但し、特定の個人・団体の利害に関すること、重要な希少種の位置情報など公開することが不適切な場合は、この限りではない。

(委員会の庶務)

第６条 委員会の庶務は、中部地方整備局河川部河川環境課、静岡河川事務所において処理する。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、委員会の委員総数の過半数の同意をもってこれを行う。

(雑則)

第8条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮り定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成28年12月6日から施行する。

【別紙】

中部地方整備局河川部 大井川環境整備事業計画段階評価検討委員会

委 員 名 簿

氏名	所属等
おおishi さとる 大石 哲	神戸大学都市安全研究センター 教授
おおくぼ あかね 大久保 あかね	常葉大学経営学部 教授
かいどう きよのぶ 海道 清 信	名城大学都市情報学部 教授
かわい だいすけ 川井 大輔	ゆめ・みらい百人会議観光部会有志 代表
ささの かずお 笹野 和男	島田市自治会連合会 常務理事
たけうち れいこ 竹内 礼子	駿府静岡歴史楽会 事務局長
たなか ひろみち 田中 博通	東海大学海洋学部 教授

(敬称略 五十音順)